

# ゆいまあるヘルパーステーション 居宅介護・重度訪問介護事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 NPO法人地域ケアネットワークゆいまあるが開設する「ゆいまあるヘルパーステーション」(以下「事業所」という。)が行う居宅介護・重度訪問介護・(以下「居宅介護等事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「居宅介護員等」という。)が、障害者(児)に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者(児)の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。

3 地域福祉の向上に努め、事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスと密接に連携します。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ゆいまあるヘルパーステーション

(2) 所在地 東京都東久留米市南沢2丁目13番地11号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、適当数のサービス提供責任者を選任し、かつ職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、本規定の遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 常勤 1～4名(居宅介護員と兼務)

介護福祉士 4名

事業規模に応じて適切な人数のサービス提供責任者を置く。

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護、指定重度訪問介護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。

(3) 居宅介護員等 (常勤3人、非常勤33人)

介護福祉士 17名

2級課程修了者 34名

居宅介護員等は、障害者(児)の指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供にあたる。

(4) 事務職員 2名(常勤2人)必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 原則として午前9時から午後17時30までとする。

(指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

身体介護：入浴、排せつ及び食事の介護、通院介助

家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事、通院介助

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有するものに対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助。

2 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護等サービスが法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、市区町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

3 第8条に定める通常の実施区域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。

4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払いを受ける場合には、利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護：身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

障害児(18歳未満の身体障害者 知的障害者、精神障害者及び難病等対象者)

精神障害者(18歳未満の者を除く)

難病等対象者(18歳未満の者を除く)

重度訪問介護：身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

精神障害者（18 歳未満の者を除く）  
難病等対象者（18 歳未満の者を除く）

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、東京都東久留米市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第 9 条 居宅介護員等は、指定居宅介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、サービス提供責任者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置）

第 10 条 指定居宅介護事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- 2 虐待の防止に関する責任者を選定する。
- 3 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
- 4 苦情解決体制を整備する。
- 5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年 1 回以上）開催するとともに、  
新規採用時には必ず実施する。
- 6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年 1 回以上）  
開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

（研修の確保）

第 11 条 指定居宅介護等事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後 1 カ月以内
- （2）法人研修 年 1 回

（衛生管理など）

第 12 条 事業所は、職員の清潔保持および健康状態の管理のために、採用時、採用後は毎年度 1 回の健康診断を行う。

（秘密の保持）

第 13 条

- （1）管理者及び居宅介護員等（以下「職員」という。）は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- (2) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 14 条

- (1) 利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応する
- (2) 利用者の苦情に関して、市区町村、オンブズマンなどから質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言を受けた場合は必要な改善を行う

(損害賠償)

第 15 条

- (1) サービスの提供により賠償すべき事故が生じた場合は事業所が責任を持つ。
- (2) 本事業の実施のため、NPO活動総合保険に加入します。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人理事会がこれを決定します。

(身体拘束の禁止)

第 17 条 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、法人の定める「身体拘束等のための指針」に従い次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための検討委員会の開催、開催後は、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための職員研修  
事業所は、サービスの提供中に利用者の生命及び身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 附則

本規程は、2000 年 4 月 1 日から施行する。

改訂 2022 年 4 月 1 日

改訂 2024 年 6 月 1 日

改訂 2025 年 4 月 1 日